

【視察調査報告書】

会 派 名	八王子・生活者ネットワーク
参 加 議 員	【議員】 1 名 金子亜希子
日 程	2024 年 5 月 10 日（金）
詳 細	
視察日及び視察先	5 月 10 日（金） 東京都 国立市
視 察 内 容	国立市の女性支援事業の実践、民間協働の取組について
概 要	【国立市における女性支援事業の位置付け】 国立市の女性支援事業は、ジェンダー平等を推進する条例(2018 年施行)、人権・多様性・平和に関する基本条例(2019 年施行)と、「性別を理由とした差別や暴力の禁止」を掲げたこれら二つの条例を根拠とする。 2017 年に、女性の人権を擁護する観点から女性支援事業を人権・男女共同参画参画の部署である市長室に移管。女性相談支援員を専任で 4 名配置し、相談から支援までを女性相談支援員が一貫して関わる体制をとる。 ジェンダー平等推進計画において女性支援新法にも触れているが、今後別立てで女性支援新法についての計画を策定する。 【国立市女性パーソナルサポート事業】 <u>従来の女性支援事業の課題</u> コロナ禍で増加・顕在化した支援が必要な女性の存在／行政所管の一時保護施設の問題点／長期的支援の必要性／行政のマンパワー不足 →既存の女性支援民間団体(NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka)との協働 2019 年度女性パーソナルサポート事業創設 <u>女性パーソナルサポート事業支援メニュー</u> 1) 短期宿泊事業 23 年度実績 20 世帯(延 261 泊) 公的な一時保護施設の利用を選択できない方に向けて一時的な宿泊場所を提供 2) 中長期の自立支援事業 23 年度実績 57 世帯(871 件) 女性支援相談員と Jikka スタッフによる継続した相談や同行支援等 3) アウトリーチ事業 23 年度実績 49 世帯(147 件) 自宅等への訪問 【民間との協働に対する国立市のスタンス】 ・行政と民間団体は対等 ・行政の枠だけで考えない ・民間に繋ぐ場合は財政的支援がセット ・他市のケースも本人に国立市に暮らす意向があれば国立市として支援

	【女性支援４団体での連携】 ・ 国立市女性支援 ・ NP0 法人くにたち夢ファーム Jikka ・ 夜間休日電話相談（市役所が閉庁している時間帯の女性専用電話相談） ・ くにたち男女平等参画ステーションパラソル（国立市ジェンダー平等を推進する条例に基づく拠点施設） 国立市の女性支援４団体で情報交換を定期的実施。市内の支援が必要な女性の状況を共有し、施策につなげている。 【女性支援事業の捉え方と行政の役割】 国立市は、女性が抱える困難を女性の人権、ジェンダーの問題として捉えるということである。社会構造の問題であり、女性の自己責任ではないということを明確にしている。 その上で、本人中心主義の支援を実現するために、女性が「これがいい」と思える選択肢を増やすことが重要で、民間との協働により、制度からこぼれ落ちてしまう女性を支えるための仕組みを作ることが行政の役割であるとしている。
所 感 等 （意見・課題・本市への反映など）	今年度４月の女性支援新法施行に伴い、各自治体が困難を抱える女性への支援の主体となることが求められている中、女性支援新法成立以前より、体制づくりを行ってきた先進市である国立市にその取り組みの詳細を伺った。 自治体において女性支援新法に関する計画策定が努力義務となり、八王子市では男女が共に生きるまち八王子プラン（第４次）のなかに「困難を抱える女性等への支援」を掲げている。しかし、その計画策定を行う男女共同参画課が相談窓口の機能以外に本事業に対してどのようなイニシアチブをとっているのか不明である。対して国立市は、男女共同参画の部署（市長室）に女性相談支援員を配置し、相談から支援まで一貫して同事業を所管する。困難を抱える女性等の中でも特にDV被害者の保護を理由に、多くの自治体が女性支援事業の窓口から課題解決までの道筋を秘匿する傾向にある中、国立市が本事業の責任の所在を明確にし、ワンストップで女性相談支援員が中長期的に伴走する体制を敷いている。このようにジェンダーに起因する課題解決に包括的に取り組み、女性支援事業を牽引する役割を本市男女共同参画課に期待する。 従来の行政による女性支援は公的一時保護施設への短期の保護措置等に留まり、支援が必要な女性たちが抱える困りごとの根本的問題解決にまで手が届いていなかった。女性支援新法では、女性であるが故に性被害や予期せぬ妊娠等女性特有の問題が存在し、不安定な就労や経済的困難に陥りやすいことを明示している。さらに、そうした問題解決のために、当事者の意思を尊重しその自己決定を支える支援を行う（支援メニューの選択肢を増やしオーダーメイドの支援を行う）こと、時間をかけて中長期的に施策の対象者に繋がり支えていく必要性をその方針として掲げている。本市の事業計画ではその方針に対応する

具体的施策が描けていないことが課題であり、計画策定から施策の実施まで新法のビジョンを反映した国立市の女性支援事業に学ぶところは大きい。

国立市女性パーソナル事業については、女性支援を行う NPO 法人 Jikka との協力関係なしには成立しない。Jikka は 2014 年には女性支援についての調査研究を開始、困難を抱える女性たちのために地域に開かれた居場所を立ち上げ、これまで女性たちが安心して生活を立て直すための伴走支援を行ってきた。国立市がこの Jikka の実践に共感し、国立市女性パーソナルサポート事業が創設された。Jikka に丸投げ、関係機関としてただ繋ぐ、ということではなく、財政支援や情報共有とセットで協力関係を築いているものであり、Jikka もまた、行政ができないことを民間が行うという相互補完的な協力体制で事業に臨んでいる。国立市は女性支援事業を女性“パーソナル”支援事業としているが、その名の通り、生活状況や家庭状況も様々な困難を抱える女性たちを支えるには多様で柔軟な支援メニューが必要である。例にあげると、国立市女性パーソナル支援事業における短期宿泊事業は、一時保護施設の利用を選択できないケースが年間一定数あることを踏まえ、市で一時的な宿泊場所を提供するものだが、市所有の一時住居、Jikka の住居、市外のホテル、女性専用シェアハウスと 4 つの選択肢が用意されており、行政の一時保護施設では対応のない一定年齢以上の子連れの一時的避難や、出勤を含む施設からの外出、携帯電話の利用等にも柔軟に対応する。国立市で行政と民間団体がお互いの活動をリスペクトし合い、相互補完的な対等協力関係を築いて支援メニューの多様性を担保していることは、本市も大いに見習うべきではないだろうか。

視察の様子

